



初心者講習会に合格された方には、「講習修了証明書」（3カ年有効）が発行されます。ここまでくればもう所持許可取得までかなり進んだと言ってもよいでしょう。

この後は当工業会から発行されている「銃砲所持許可取得の要点」を参考に、所持許可証の取得へ進みましょう。

(以下、講習修了後の道のり)

- 教習射撃資格認定申請



- 火薬類譲受許可申請書の提出（資格認定後）



- 射撃教習の申込（認定後3ヶ月以内）



- 射撃教習受講（射撃場にて）

- 教習修了証明書受領



- 銃砲所持許可申請



- 銃の購入・所持（許可後3ヶ月以内）



- 警察で銃の確認（所持後14日以内に） → その後使用

